



ものづくり広報

新たに支援できる範囲が広がりましたので、ご紹介します

鈴鹿市ものづくり産業支援センターは、市内の中小製造企業が抱える現場や経営・管理の課題を解決するために、経験豊かな企業OBを専門アドバイザーとして登録し、企業現場で支援活動を行っています。4月より、元銀行員、高周波焼入れの技術を持ったアドバイザーを新たに登録しました。高周波焼入れ技術の指導支援、銀行に提出する事業計画書作成の指導支援、融資についてのアドバイス支援等の支援が可能になりましたので、ご活用ください。

「鈴鹿市商談会等出展支援事業補助金」交付対象事業を募集します

蓄積された技術や経験を生かした新たな事業展開、新規取引先、事業提携先などの販路開拓を促進することを目的に、市内の中小製造業者および中小企業団体などが、国内外における商談会などへの出展に要する経費の一部について補助金を交付します。

今年度より、旅費、広報・宣伝活動費、運搬費、会場費、レンタル料、現地通訳費が補助対象経費となりました。

◆**対象** 市内に本社または主たる事業所を有する中小製造企業者などで、国内外における商談会などに出席する事業

◆**補助金額** 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、限度額は10万円

◆**申込み** 申請書に必要事項を記入の上、直接、産業政策課ものづくり産業支援センターへ持参

「鈴鹿市事業者向け緊急家賃等給付金」をご活用ください

鈴鹿市では、新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている中小企業・小規模事業者、個人事業主の方に対し、家賃相当分を給付することにより、継続して事業に取り組めるよう支援します。

◆**対象者** 次の要件をいずれも満たす方

①市内で事業を営んでいる方で、かつ、市内で事業所等を賃借している方

②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化により事業継続のため、対象となる融資を受けた方

◆**対象となる家賃等** 市内で事業用に使用している物件の家賃等（テナント料・地代等）

◆**支給額** 1事業者に対し家賃等の最大3か月分（上限20万円）

◆**申請書類** 市ホームページからダウンロードして入手できます。

※申請書類を郵送させていただくこともできます。

◆**申請方法** 郵送のみ（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。）

※簡易書留郵便等のご利用をおすすめします。

◆**郵送先** 〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市役所産業政策課（家賃等給付金担当）行き

※当該給付金は、国等の家賃補助事業の実施により変更する場合があります。

制度の詳細については、市ホームページにてご確認ください。

問い合わせ：鈴鹿市産業振興部産業政策課 TEL：059-382-8220

令和2年度 「選択講座研修」受講者を募集します

対象 現場のリーダークラスを対象にした研修です。
特徴 抱えている悩みや問題、困り事から脱出する知恵を学べます。
仲間と上手く仕事をする技を学べます。
小人数で座学と演習から学べます。

と き	講座	前期	後期
	安全	7月7日、14日	11月10日、17日
	品質	7月21日、28日、8月4日、18日	11月24日、12月1日、8日、15日
	生産	8月25日、9月1日、8日	12月22日、1月12日、19日
	製造	9月16日、29日、10月6日、13日	1月26日、2月2日、9日、16日

同じ内容を1日に2回、原則火曜日に実施します。
午前：9時30分～11時30分 午後：1時30分～3時30分
ところ ものづくり産業支援センター会議室（市役所別館第3 2階）
定員 各講座5人（先着順）
内容 安全：「安全は全てに優先する」、「職場の不安全箇所と不安全作業をなくそう」
品質：「品質管理の必要性と方法」、「品質改善の取り組み」、「品質を守る仕組みと改善の進め方」、「再発させない仕掛け」
生産：「毎日の生産を乗り切るために」、「突発受注品の対応方法」、「中小企業における生産管理について」
製造：「製造管理とは」、「人の環/連携の取り方、品質の作り込み」、「不良を出さない仕掛け」、「再発防止の確実なやり方」など
申込み 産業政策課ものづくり産業支援センターへお問い合わせください。

鈴鹿市モノづくり企業感染症対策応援事業費補助金交付対象事業を募集します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、積極的に新たな製品の開発を行う企業様に対し、開発にかかる経費の一部について補助する「鈴鹿市モノづくり企業感染症対策応援事業費補助金」を新たに創設しました。

- ◆**対象** 新型コロナウイルス感染症対策となりうる新たな製品の開発
※令和2年2月1日より開発された経費を対象とします。
※完成された製品については自主販売が原則ですが、可能な限り市内への優先供給に努めて下さい。また、市からの供給要請が生じた場合も、優先的に供給を行うよう努めて下さい。
- ◆**補助金額** 交付対象経費の3分の2以内の額（補助金額の上限100万円）
※対象経費は、原材料費、機械装置費、付帯設備費、外注加工費、市場調査委託費、その他調査事務費等です。
- ◆**必要書類** ①法人登記簿謄本または登記事項証明書、②定款、③納税証明書（完納証明）、④製品開発事業計画書
- ◆**申込期間** 令和2年5月18日（月）から令和3年1月29日（金）17時15分（必着）までに、申請書に必要事項を記入の上、直接、産業政策課ものづくり産業支援センター（別館第3 2階）へ持参